

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十月十九日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第十三号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県中小企業会館等活用検討委員会の項の次に次のように加える。

奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会	奈良県中小企業会館等に係る宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
----------------------	--

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。